

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う  
関係政令の整備等に関する政令案 参照条文

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄） 1
- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（抄） 6
- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号） 12
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄） 16
- 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄） 17
- 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄） 22
- 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄） 22
- 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄） 22
- 土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）（抄） 24
- 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）（抄） 24
- 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄） 24
- 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）（抄） 25
- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）（抄） 25
- 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（抄） 26
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄） 27

|  |    |
|--|----|
| ○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）                                      | 28 |
| ○ 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）                                    | 31 |
| ○ 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）（抄）                              | 32 |
| ○ 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法施行令（平成三年政令第八十五号）（抄）                           | 32 |
| ○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）   | 33 |
| ○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）  | 33 |
| ○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二百二十号）（抄）                                | 34 |
| ○ 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）                            | 37 |
| ○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）   | 37 |
| ○ 電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）（抄）                                     | 37 |
| ○ 電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和四十九年政令第三百四十号）（抄）                                | 38 |
| ○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）                               | 38 |
| ○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）                          | 39 |
| ○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）      | 39 |
| ○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（抄） | 40 |
| ○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）   | 40 |
| ○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）                                       | 41 |



○ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

（定義）

第四条 この法律において「商業基盤施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設をいい、「商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であつて、商業基盤施設以外のものをいう。

2（略）

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第二号の三から第五号までのいずれかに該当するものをいう。

一（略）

二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

三（略）

4 この法律において「特定事業」とは、次に掲げるものを除く。第二十二條において「特定商業施設

一 商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業（次項に掲げるものを除く。第二十二條において「特定商業施設

二（略）

三 食品（飲食料品（花きを含む。）のうち菓事法（昭和三十五年法律第四百五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の小売業の業務を行う者（以下この号において「食品小売業者」という。以下この号において「食品小売業者」という。）の政令で定める食品小売業者を直接若しくは間接の

四（略）

五 構成員とするもの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの（第二十七條において「中心市街地食品流通円滑化事業」という。）

六（略）

七 中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業（以下「貨物運送効率化事業」という。）

八（略）

九 掲げる特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であつて政令で定めるものを整備する事業

十 上屋又は荷さばき場

十一 又は（2）に掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫

十二 又は（3）に掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二條

第三項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二條第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。）であつて、国土交通省令で定め

るもの（以下「貨物運送効率化事業」という。）

（3）に掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二條

第三項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二條第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。）であつて、国土交通省令で定め

るもの（以下「貨物運送効率化事業」という。）

- 六 電氣通信業又は放送業（有線放送業を含む。）の用に供する施設であつて、中心市街地とその他の地域との間又は中心市街地の区域内における多様な電氣通信の普及を図るための施設を含む。）の整備及び管理を行う事業（第三十一条施設、研修施設その他の電氣通信のサービスの普及を図るための施設を含む。）
- 五 この法律において「中心市街地電氣通信施設整備事業」とは、第十九条第一項の認定構想推進事業者と共同で次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）を当該各号に定める事業及び同項の認定構想推進事業者であつて次の各号に掲げる者が単独で実施する当該各号に定める事業を含む。
- 一 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第四条第一項に規定する商店街振興組合等 主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）
- 二 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会 主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一つの団地に集団して設置する中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業
- 三 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための設置の事業
- 四 協業組合 中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業
- 五 二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続している会社を含む。） 当該会社の店舗等（中小小売商業振興法第四条第三項第二号に規定する店舗等をいう。次号において同じ。）の設置の事業
- 六 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業
- 七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。） 若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。） 商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）
- （基本方針）
- 第五条 主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進の意義に関する事項
- 二 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
- 三 中心市街地における土地画整理事業（昭和三十九年法律第九十九号）による土地画整理事業をいう。
- 四 中心市街地における土地画整理事業（昭和三十九年法律第九十九号）による土地画整理事業をいう。
- 五 中心市街地における土地画整理事業（昭和三十九年法律第九十九号）による土地画整理事業をいう。
- 六 中心市街地における土地画整理事業（昭和三十九年法律第九十九号）による土地画整理事業をいう。
- 七 中心市街地における土地画整理事業（昭和三十九年法律第九十九号）による土地画整理事業をいう。
- 八 中心市街地における土地画整理事業（昭和三十九年法律第九十九号）による土地画整理事業をいう。
- 九 中心市街地における土地画整理事業（昭和三十九年法律第九十九号）による土地画整理事業をいう。
- 十 中心市街地における土地画整理事業（昭和三十九年法律第九十九号）による土地画整理事業をいう。

以下同じ。）、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

四 中心市街地における商業基盤施設の整備その他の商業の活性化のための事業及びこれと併せて実施される都市型新事業

五 前二号の事業の一体的推進に関する事項その他必要な事項

三 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公共交通機関の高度化を図るための増進を図るための事業

イ 電気通信の高度化を図るための事業

ロ 特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施について指針となるべき事項

第六条（基本計画）  
市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針

一 中心市街地の位置及び区域

三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標

四 土地の整理事業、市街地の再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

五 商業の活性化のための事業（これと併せて実施する都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業については、当該定める場合にあつては、当該事業を含む。）に関する事項（中小小売商業高度化事業について定める場合にあつては、当該事業の対象とすべき商業の集積及び当該事業の目標）

六 前二号の事業の一体的推進の目標

三 基本計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 公共交通機関の高度化を図るための増進を図るための事業

イ 電気通信の高度化を図るための事業

ロ 特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施について指針となるべき事項

第七條（土地区画整理事業の換地計画）  
土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）  
規定により施行するもの定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三條第四項、第三條の二又は第三條の三の区域内の住宅地について定められたものに限る。）において、交通施設、情報処理施設その他の特定中心市街地の区域内の住民

等の共同の福祉又は利便のため必要な施設で国、地方公共団体、第十條第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（同法第二條第五項に規定する公共施設を除き、基本計画において前條第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないので、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができるとする権利を有するすべての者の同意を得なければならぬ。

3 2 (略)

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三條第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができるとする権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならぬ。土地区画整理法第百九條第二項の規定は、この場合について準用する。

4 (略)

第十一條 (推進機構の業務)

推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 特定中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であつて国土交通省令で定めるものを基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

三 特定中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 五 (略)

第十六條 (特定事業計画の認定)

1 3 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第五條第三項第二号の指針となるべき事項に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該特定事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 特定事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送（貨物自動車運送事業法第二條第七項の貨物自動車利用運送をいう。以下同じ。）に該当するときは、当該特定事業者が貨物利用運送事業法第六條第一項第一号から第四号まで又は貨物自動車運送事業法第五條各号のいずれにも該当しないこと。

5 (略)

(特定事業計画の変更等)

第十七条 前条第四項の認定を受けた者（その者の設立に係る同条第一項の法人を含む。以下「認定特定事業者」という。）は、当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。以下「認定特定事業者」という。以下「認定特定事業計画」という。）に従って特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第十八条 中小小売商業高度化事業構想の認定（中小小売商業、商工会、商工会議所又は特定会社若しくは公益法人であつて政令で定める要件に該当するものその他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者は、基本計画に中小小売商業高度化事業に係る事項が記載されている場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業を当該者と共同で実施すると見込まれる者の意見を聴いた上で、当該中小小売商業高度化事業に関する総合的かつ基本的な構想（以下「中小小売商業高度化事業構想」という。）を作成し、これを市町村に提出して、当該中小小売商業高度化事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。）

第二十條 前条第二項の中小小売商業高度化事業構想に記載されている中小小売商業高度化事業を、認定構想推進事業者と共同で実施しようとする第四條第五項各号に掲げる者（同項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に掲げる者にあつては特定会社を設立しようとする者を含む。）は認定構想推進事業者と共同で、単独で実施しようとする認定構想推進事業者は単独で、当該中小小売商業高度化事業に関する計画（以下「中小小売商業高度化事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。この場合において、市町村は、当該中小小売商業高度化事業計画を検討し、意見を付して、経済産業大臣に送付するものとする。

第三項 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小小売商業高度化事業計画が基本方針のうち第五條第三項第二号の指針となるべき事項の内容に照らして適切であること、当該中小小売商業高度化事業計画に係る中小小売商業高度化事業が確実に実施される見込みがあることその他政令で定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

第五項 経済産業大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

第二十一條 (中小小売商業高度化事業計画の変更等)  
略

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)  
第二十六条

1 (略)

4 (略)

5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援助連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(道路運送法の特例)

第二十九条 第四項第四号に掲げる事業を実施する認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならぬ場合又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例)

第三十条

1 (略)

4 (略)

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者のうち第四条第四項第五号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて政令で定めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人である場合にあつては、当該認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定特定事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九條(同法第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 (略)

7 (略)

(報告の徴収)

第三十六条 主務大臣は、認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施状況について報告を求めることができる。

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第五十四号)による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(抄)

(定義)

第七条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。



三 (略)

中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業（以下「貨物運送効率化事業」という。）

- イ 掲げる特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であつて政令で定めるものを整備する事業
  - (1) 貨物の積卸しのための施設
  - (2) 上屋又は荷さばき場
  - (3) 又は掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫
- ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。）であつて、国土交通省令で定めるもの

10 (基本計画の認定)

第九條 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること

2 (略)

3 市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五條第一項の規定により中心市街地活性化協議

4 市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

5 (略)

第十五條 (中心市街地活性化協議会)

第十五條 第九條第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもの

二 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であつて政令で定める要件に該当するもの

のうちいずれか以上の者

イ (略)

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社であつて政令で定める要件に該当するもの  
2 (略)

2 (土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)  
第十六条 認定基本計画において第九号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理

法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するもの換地計画(認定基本計画において定められた中心市街地以下一認定中心市街地)という。)の区域内の宅地について定められたものに限る。地方公共団体、中心市街地整備(認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。)で、認定基本計画において第九号に掲げる事項として定める事項として併せてその整備が定められたものに限る。又は公営住宅等(認定基本計画において第九号に掲げる事項として併せてその整備が定められたものに限る。)

九条第二項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。又は公営住宅等(認定基本計画において第九号に掲げる事項として併せてその整備が定められたものに限る。)

2 (略)  
3 2 権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならぬ。永小作

3 2 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第一百三十四条の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができない権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなればならない。土地区画整理法第九十九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 (略)

2 (費用の補助)  
第三十条 (略)  
2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

2 (地方公共団体による住宅の建設)  
第三十四条 (略)  
2 国は、地方公共団体が認定中心市街地の区域内において第二十三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い住宅の供給を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

(共通乗車船券)

(共通乗車船券)

第三十九条 運送事業者は、認定基本計画において第九条第二項第八号イに掲げる事項として定められた公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業を行うため、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地の区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。）に係る運賃又は料金の割引を行うおとすときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができ。

2 (略)

第四十条 (特定民間中心市街地活性化事業計画の認定)

第四十条 特定民間中心市街地活性化事業計画（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者とし、同項第六号に掲げる者にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする者、同条第八項及び第九項各号に規定する事業を実施しようとする者、同項第七号に掲げる者にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定民間中心市街地活性化事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画（以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 (略)

3 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定民間中心市街地活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号及び第八号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該特定民間中心市街地活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

三 特定民間中心市街地活性化事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送（貨物自動車運送事業法第二条第七項の貨物自動車利用運送をいう。以下同じ。）に該当するときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで又は

四 特定民間中心市街地活性化事業者が中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地活性化事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組であつて、当該中小小売商業高度化事業の効果を速やかにその旨を通知しなければならないこと。

5 主務大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならないこと。

（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）

第四十一条 前条第四項の認定を受けた者（以下「認定特定民間中心市街地活性化事業者」という。）は、当該認定に係る特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）

2 主務大臣は、認定特定民間中心市街地活性化事業者が作成した認定特定民間中心市街地活性化事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って認定特定民間中心市街地活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務）

第四十二条 機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入に係る債務の保証を行う。

#### （中小企業信用保険法の特例）

##### 第四十三条

1 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

#### （道路運送法の特例）

第四十六条 第七条第九項第三号に掲げる事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合又は同条第三項若しくは同法第十五条の第三項の届出を行わなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### （貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例）

##### 第四十七条

1 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者のうち第七條第九項第四号に掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人である場合に於ては、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項）において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（報告の徴収）

第五十条 主務大臣は、認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、特定民間中心市街地活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。

(推進機構の業務)  
第五十二条 推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 (略)
- 二 中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であつて国土交通省令で定めるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
- 三 中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 四 六 (略)

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十三号)

(中小企業者の範囲)  
第一条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「法」という。)第四条第三項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

|   | 業種   | 資本の額又は出資の総額 | 従業員の数 |
|---|--|-------------|-------|
| 一 | ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 三億円         | 九百人   |
| 二 | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 三億円         | 三百人   |
| 三 | 旅館業  | 五千万円        | 二百人   |

2 法第四条第三項第六号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

（中心市街地食品流通円滑化事業の実施主体に出資又は拠出する法人等）  
2 法第四条第四項第三号の事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
  - 二 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
  - 三 生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合並びに生活衛生同業組合連合会
  - 四 消費生活協同組合連合会
  - 五 農業協同組合連合会
  - 六 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会
  - 七 森林組合連合会
- 2 法第四条第四項第三号の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的とする法人とする。

（貨物運送効率化事業に係る施設）

3 法第四条第四項第五号イの政令で定める施設は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けたる者をいう。）又は第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の全部又は大部分が利用するための施設とする。

（特定会社の要件）

4 法第四条第五項第七号の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社（以下この条及び第九条第六項第一号において「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の発行済株式の総数に対する割合が二分の一未満であること（独立行政法人中小企業基盤整備機構の当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の発行済株式の総数に対する割合が二分の一未満となること）が確実と認められることとする。

（保留地において交通施設等を設置する者）

5 法第七条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金そ

その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

第六條（交通施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）  
第六條の法第七條第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前  
の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三條第四項の規定による公告  
があつた日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収  
益することができ得る権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

第七條（法第十一條第三号の政令で定める土地）  
第七條の法第十一條第三号の政令で定める土地は、次のとおりとする。

- 一 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第百四條第七項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
- 三 法第十一條第二号に規定する建築物その他の施設の整備に関する事業の用に供する土地
- 四 特定中心市街地の区域内において行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

第八條（中小小売商業高度化事業構想の認定を申請することができる者）  
地方公共団体の第一項の政令で定める要件は、特定会社にあつてはその発行済株式の総数又は出資金額の百分の三以上が  
一部が地方公共団体の所有され又は出資されていること、公益法人にあつてはその社員のうち地方公共団体があつては、  
法第十八條第一項の政令で定めるところは、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第百二條第二項に規定する特定非営  
利活動法人（商工会又は商工會議所と共同して中小小売商業高度化事業構想の認定を申請する場合に限る。）であつて、そ  
の社員のうちに地方公共団体があつては、中小小売商業高度化事業構想の認定を申請する場合に限る。）であつて、そ

第九條（中小小売商業高度化事業計画の認定の要件）  
要件は、法第四條第五項第一号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画以下この条において同じ。）の政令で定める

- 一 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 二 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が三分の二以上中小小売商業者（サービスマン）をいう。以下この  
る事業を主たる事業として営む者であつて、法第四條第三項中小小売商業者（サービスマン）をいう。以下この  
条において同じ。）であつて、中小小売商業者の数が三分の二以上であること。

三 当該商店街振興組合等、又は改組する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち、中小企業者が新設し、又は改組する店舗  
員又は所属員が新設し、又は改組する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち、中小企業者が新設し、又は改組する店舗  
その他の施設に係る部分が三分の二以上であること。  
四 経済産業省令で定める要件は、法第四條第五項第二号に定める数以上の者）が当該事業に参加すること。  
五 法第十一條第四項の政令で定める要件は、法第四條第五項第二号に定める数以上の者）が当該事業に参加すること。  
六 法第十一條第四項の政令で定める要件は、法第四條第五項第二号に定める数以上の者）が当該事業に参加すること。

第七條（中小小売商業高度化事業計画の認定の要件）  
要件は、法第四條第五項第一号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画以下この条において同じ。）の政令で定める

第九條（中小小売商業高度化事業計画の認定の要件）  
要件は、法第四條第五項第一号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画以下この条において同じ。）の政令で定める

- 一 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）の組合員又は所属員の数を経済産業省令で定める数以上であること。
  - 二 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数の数以上であること。
  - 三 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。
- 3 法第二十条第四項の政令で定める要件は、法第四条第五項第三号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画については、次のとおりとする。
- 一 当該組合の組合員の数を経済産業省令で定める数以上であること。
  - 二 当該組合の組合員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数の数以上であること。
  - 三 当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。
  - 四 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。
- 4 法第二十条第四項の政令で定める要件は、法第四条第五項第四号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画については、次のとおりとする。
- 一 当該組合の組合員の数を経済産業省令で定める数以上であること。
  - 二 当該組合が中小小売商業者であること。
  - 三 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
  - 四 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。
- 5 法第二十条第四項の政令で定める要件は、法第四条第五項第五号及び第六号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画については、次のとおりとする。
- 一 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。
  - 二 法第四条第五項第六号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が十分の七以上であること。
  - 三 法第四条第五項第五号に定める事業又は同項第六号に定める事業のうち店舗等の設置の事業にあつては、当該会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
  - 四 法第四条第五項第六号に定める事業のうち共同店舗等の設置の事業にあつては、当該共同店舗が主として同号に掲げる会社又はその会社に出資しようとする、若しくは出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。
  - 五 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第三項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。
- 6 法第二十条第四項の政令で定める要件は、法第四条第五項第七号に定める事業に係る中小小売商業高度化事業計画については、次のとおりとする。
- 一 法第四条第五項第七号の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の三分の二以上が中小企業者であること。

ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。

ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。

二 共同店舗を設置する場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該共同店舗において事業を営む者の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第三項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。

## 第十条 削除

(保険料率)

第十一条 法第二十六条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する普通借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通借入れの期間をいう。）及び当座貸越し特種保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特種保証をいう。）以下この条において同じ。）及び当座貸越し特種保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特種保証をいう。）以下この条において同じ。）の場合、及び当座貸越し特種保証（同令第三条の二第一項に規定する無担保保険にあっては〇・二九パーセント（手形割引特種保証の場合、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあっては〇・二九パーセント（手形割引特種保証の場合、〇・三五パーセント））の場合、及び当座貸越し特種保証（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引特種保証及び当座貸越し特種保証の場合、〇・二五パーセント））とする。

(貨物運送取扱事業法の特例に係る組合又はその連合会)

第十二条 法第三十条第五項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会

二 商工組合又は商工組合連合会

(権限の委任)

第十三条 法第十六条第四項、第十七条第一項及び第二項、第二十九条並びに第三十六条の規定による国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

- 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
- 一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。
  - イ 社員の資格の得喪に關して、不当な条件を付さないこと。
  - ロ 役員のうち報酬を受けざる者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
  - 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
  - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
  - ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（株主総会の権限）

- 第二百九十五条 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができ、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができ、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に關し、この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができ、その内容を内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

（株主による招集の請求）

- 第二百九十七条 総株主の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合に於ては、その割合）以上の議決権を有する株主（これを下回る期間を定款で定めた場合に於ては、その期間）前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会を請求することができる。当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求するが、その期間）前から引き続き有する株主が有する議決権の数は、同項の総株主に於ては、その期間）前から引き続き有する株主が有する議決権の数に算入しない。
- 4 議決権の数に算入しない。
  - 3 第一項の株主総会の目的である事項について議決権を行使することができるが、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合に於ては、その期間）前から引き続き有する株主が有する議決権の数に算入しない。」の次に掲げる場合には、第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
  - 2 第一項の規定による請求があつた日から八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合に於ては、その期間）以内の

日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合

(株主総会の決議)

第三百九条 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行われなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第四百零二条第二項及び第五項の株主総会

二 第四百零六条第一項の株主総会（第六十条第一項の特定の株主を定める場合に限る。）

三 第四百七十一条第一項及び第七十五条第一項の株主総会

四 第四百八十条第二項の株主総会

五 第四百九十九条第二項、第二百零一条第一項、第二百零二条第三項第四号及び第二百零四条第二項の株主総会

六 第五百三十八条第二項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第三項第四号及び第二百四十三条第二項の株主総会

七 第五百三十九条第一項の株主総会（第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された取締役を解任する場合又は監査役を解任する場合に限る。）

八 第四百二十五条第一項の株主総会

九 第四百四十七条第一項の株主総会（次のいずれにも該当する場合を除く。）

イ 定時株主総会において第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めること。

ロ 第三十六条第三項の承認があつた日（イの定時株主総会の日（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認があつた日）における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。

十 分配請求権を与えないこととする場合に限る。）

十一 第六章から第八章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

十二 第五編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

3 5 (略)

(役員を選任及び解任の株主総会の決議)

第三百四十一条 第三百九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行わなければならない。

(業務の執行)

第三百四十八条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。  
2 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができない。

一 支配人の選任及び解任

二 支店の設置、移転及び廃止

三 第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場合を含む。）に掲げる事項

四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するため

五 必要なものとして法務省令で定める体制の整備

4 大会社においては、取締役は、前項第四号に掲げる事項を決定しなければならない。

### （取締役会の権限等） 第三百六十二条

1 （略）

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

一 取締役会設置会社の業務執行の決定

二 取締役の職務の執行の監督

三 代表取締役の選定及び解職

3 （略）

（会計帳簿の閲覧等の請求）  
第四百三十三条 総株主（株主総会において決議をすることができ、議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主

又は発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、

一 当該請求の理由を明らかにしてしななければならない。

二 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務

省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前項の請求があつたときは、株式会社の「請求者」という。がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で

二 請求を行ったとき。

三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

五 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

六 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

七 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

八 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

- 四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。
- 五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- 三 株式会社親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 四 前項の親会社社員について第二項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

#### 第五百七十五条 (定款の作成)

- 一 合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）を設立するには、その社員にならうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 二 (略)

#### 第五百八十五条 (持分の譲渡)

- 一 前項の規定にかかわらず、業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。
- 二 前項の規定にかかわらず、業務を執行しない有限責任社員の持分の譲渡に伴い定款の変更を生ずるときは、その持分の譲渡による定款の変更は、業務を執行する社員の全員の同意によってすることができる。
- 三 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。
- 四 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。

#### 第五百九十条 (業務の執行)

- 一 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する。
- 二 社員が二人以上ある場合には、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもって決定する。前項の規定にかかわらず、持分会社の常務は、各社員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

#### 第五百九十一条 (業務を執行する社員を定款で定めた場合)

- 一 業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する社員の過半数をもって決定する。この場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」とする。
- 二 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、支配人の選任及び解任は、社員の過半数をもって決定する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。
- 三 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、その業務を執行する社員の全員が退社したときは、当該定款の定めは

、その効力を失う。

4 業務を執行する社員を定款で定めた場合には、その業務を執行する社員は、正当な事由がなければ、辞任することができない。

5 前項の業務を執行する社員は、正当な事由がある場合に限り、他の社員の一致によって解任することができる。

6 前二項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。

(社員の持分会社の業務及び財産状況に関する調査)  
第五百九十二条 業務を執行する社員を定款で定めた場合には、各社員は、持分会社の業務を執行する権利を有しないときであつても、その業務及び財産の状況を調査することができる。

2 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。ただし、定款によつても、社員が事業年度の終了時又は重要な事由があるときに同項の規定による調査をすることを制限する旨を定めることができない。

第六百二条 第五百九十九条第一項の規定にかかわらず、社員が持分会社に対して社員の責任を追及する訴えの提起を請求した場合において、持分会社が当該請求の日から六十日以内に当該訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、当該訴えについて持分会社を代表することができる。ただし、当該訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該持分会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

(社員の加入)  
第六百四条 持分会社は、新たに社員を加入させることができる。

2 持分会社の社員の加入は、当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる。

3 前項の規定にかかわらず、合同会社が新たに社員を加入させる場合において、新たに社員となろうとする者が同項の定款の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該払込み又は給付を完了した時に、合同会社の社員となる。

(法定退社)  
第六百七条 社員は、前条、第六百九条第一項、第六百四十二条第二項及び第八百四十五条の場合のほか、次に掲げる事由によつて退社する。

一 定款で定めた事由の発生

二 総社員の同意

三 死亡

四 合併(合併により当該法人である社員が消滅する場合に限る。)

五 破産手続開始の決定

六 解散(前二号に掲げる事由によるものを除く。)

七 後見開始の審判を受けたこと。

八 除名

2 持分会社は、その社員が前項第五号から第七号までに掲げる事由の全部又は一部によつては退社しない旨を定めることが

できる。

(解散の事由)

第六百四十一条 持分会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定められた存続期間の満了
- 二 定款で定められた解散の事由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 社員が欠けたこと。
- 五 合併(合併により当該持分会社が消滅する場合に限る。)
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第八百二十四条第一項又は第八百三十三条第二項の規定による解散を命ずる裁判

### ○貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)(抄)

(一般貨物自動車運送事業の許可)

第三条 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

### ○貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)(抄)

(定義)

第二条

1 6 (略)

7 この法律において「第一種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であつて、第二種貨物利用運送事業以外のものをいう。

8 (略)

(登録)

2 第三条 第一種貨物利用運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

### ○土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(抄)

(特別の宅地に関する措置)

第九十五条 次に掲げる宅地に対しては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。

一 七 (略)

二 工区ごとに換地計画を定める場合において必要があるときは、一の工区において換地を定めないこととされる宅地について、その宅地を他の工区にあるものとみなして、当該他の工区に係る換地計画において換地を定めることができる。

三 七 (略)

(保留地)

第九十六条 第三条第一項から第三項までの規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、又は規準、規約若しくは定款で定める目的のため、一定の土地を換地として定めないうで、その土地を保留地として定めることができる。

二 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、その土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額(第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める場合においては、当該建築物の価額を含むものとする。以下同じ。)がその土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額を超える場合においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額を超えない価額の一定の土地を換地として定めないうで、その土地を保留地として定めることができる。

三 (略)

(換地処分)

第一百三条

一 三 (略)

四 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならぬ。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならぬ。

五 六 (略)

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第一百五條 換地計画において換地を宅地以外の土地に定められた場合において、その土地に存する公共施設が廃止されるときは、これに代るべき公共施設の用に供する土地は、その廃止される公共施設の用に供していた土地が国の所有する土地である場合において、国に、地方公共団体の所有する土地である場合において、それぞれ帰属する。

二 (略)

三 土地区画整理事業の施行により生じた公共施設の用に供する土地は、第一項の規定に該当する場合を除き、第一百三條第四項の公告があつた日の翌日において、その公共施設を管理すべき者(当該公共施設を管理すべき者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」という。))として管理する地方公共団体であるときは、(国)に帰属するものとする。

○土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）（抄）

（保留地等がある場合の申請情報等）

第九条 法第九十五条の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「地方拠点法」という。）第二十八条第一項、復興法第十七条第一項、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地法」という。）第七條第一項若しくは高年齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号。以下「移動円滑化法」という。）第十三条第一項の規定による土地の登記の申請をするときに登記所に提供しなければならない申請情報の内容は、不動産登記令第三条各号（同条第七号にあつては、当該土地についての事項とする。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所
  - 二 当該土地の所有者が二人以上であるときは、当該所有者ごとの持分
- 2 (略)

（保留地等がある場合の登記）

第十四条 前条の規定は、法第九十五条第三項、大都市法第二十条第一項若しくは地方拠点法第二十七条第一項の規定により換地とみなされる土地、法第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点法第二十八条第一項、復興法第十七条第一項、中心市街地法第七條第一項若しくは移動円滑化法第十三条第一項の規定による保留地又は法第一百五條第一項若しくは第三項に規定する公共施設の用に供する土地がある場合において、当該土地の上に既登記の地役権が存続すべきときについて準用する。

○大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）（抄）

（地方公共団体の出資等）

- 第二十一条 関係地方公共団体は、総務大臣と協議の上、特定鉄道事業者（特定鉄道事業を営しようとする者を含む。）に出資することができる。
- 2 (略)
- 3 (略)

○地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄）

第二十八条 土地区画整理法第三条第四項又は第三条の二の規定により施行する拠点整備土地区画整理事業の換地計画においては、公益的施設（公共施設を除く。）の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合において、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

○被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）（抄）

第十七条 土地区画整理法第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画においては、次に掲げる施設の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

一 公営住宅等  
二 第五条第一項第一号に規定する災害を受けた市街地に居住する者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で国、地方公共団体その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設を除く。）

○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）（抄）

第十三条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するもの（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、特定旅客施設、一般交通用施設又は公共施設を除き、基本構想において第六条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に關しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

○不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（抄）

（申請情報）

第三条 登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならない法第十八条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所
- 二 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によつて登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理原因
- 四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代理原因
- 五 登記の目的
- 六 登記原因及びその日付（所有権の保存の登記を申請する場合にあつては、法第七十四条第二項の規定により敷地権付き区分建物について申請するときに限る。）
- 七 土地の表示に関する登記又は土地についての権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項  
土地の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物にあつては、次に掲げる事項  
土地の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）  
土地番（土地の表題登記を申請する場合、法第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない土地について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない土地について所有権の処分の制限の登記を嘱託する場合を除く。）
- 八 建物の表示に関する登記又は建物についての権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項  
建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物にあつては、当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）  
家屋番号（建物の表題登記（合体による登記等における合体後の建物についての表題登記を含む。）を申請する場合、法第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない建物について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない建物について所有権の処分の制限の登記を嘱託する場合を除く。）
- ハ 建物の種類、構造及び床面積  
建物の名称があるときは、その名称
- ニ 附属建物があるときは、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である附属建物にあつては、当該附属建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）並びに種類、構造及び床面積
- ホ 当該附属建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である附属建物にあつては、当該附属建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）並びに種類、構造及び床面積
- ヘ 建物又は附属建物が区分建物であるときは、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の構造及び床面積（トに掲げる事項を申請情報の内容とする場合（ロに規定する場合を除く。）を除く。）
- ト 建物又は附属建物が区分建物である場合であつて、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称があるときは、その名称
- 九 表題登記又は権利の保存、設定若しくは移転の登記（根質権、根抵当権及び信託の登記を除く。）を申請する場合にお

いて、表題部所有者又は登記名義人となる者が二人以上であるときは、当該表題部所有者又は登記名義人となる者ごとの持分

十 法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、申請人が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨

十一 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項

イ 申請人が登記権利者又は登記義務者（登記権利者及び登記義務者が不在の場合にあっては、登記名義人）でないとき（第四号並びにロ及びハの場合を除く。）は、登記権利者、登記義務者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所

ロ 法第六十二条の規定により登記を申請するときは、申請人が登記権利者、登記義務者又は登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨

ハ ロの場合において、登記名義人となる登記権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登記権利者の氏名又は名称及び一般承継の時ににおける住所

ニ 登記の目的である権利の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

ホ 権利の一部を移転する登記を申請するときは、移転する権利の一部

ヘ 敷地権付き区分建物についての所有権、一般の先取特権、質権又は抵当権に関する登記（法第七十三条第三項ただし書に規定する登記を除く。）を申請するときは、次に掲げる事項

十二 (1)敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積

(2)申請人が法第二十二条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供すること

十三 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（定義）

第四条

この法律（略）

この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

この法律（略）

第十二条（市街地開発事業）

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業

二 新住宅市街地開発法（昭和三十一年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業

三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）による工業団地造成事業

又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業

- 四 団地造成事業
- 五 都市再開発法による市街地再開発事業
- 六 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業
- 七 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
- 八 密集市街地整備法による防災街区整備事業

（公益的施設の用地）  
 第二十八条 土地区画整理法第三条第四項又は第三条の二の規定により施行する拠点整備土地区画整理事業の換地計画においては、公益的施設（公共施設を除く。）の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合において、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ、権利を有するすべての者の同意を得なければならぬ。

○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

（普通保険）  
 第三条 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の九第一項を除き、以下「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定め、期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行を他の損害の賠償として履行する額を「保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人に達するまで、その履行を他の損害の賠償として履行する額が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保証をした額（以下「普通保証」という。）に、第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

（無担保保険）  
 第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをするにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えないことができない保証（以下「無担保」）

保「当該信用保証協会」という。）について、借入金のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と  
2 3 4 (略)

第三條の三 (特別小口保証)

産業省令で定める要件を備えているもの(その者に係る債務の保証について、当該信用保証協会が小規模企業者であつて、  
2 3 4 (略) 借入金のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保証関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

第三條の四 (売掛金債権担保保証)

の借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつて、当該信用保証協会が中小企業者の取引の相手方である事業者から  
2 3 4 (略) 借入金の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保証関係が成立する旨を定める契約

第三條の五 (公害防止保証)

の設置の費用、工場又は事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設  
2 3 4 (略) 借入金の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保証関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

第三條の六（エネルギー対策保険）  
使用の合理化に資する施設又は石油代替エネルギーの信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をするに要するに限り、中小企業者一人については特別の法律により設立された組合若しくは企業が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくは「エネルギー」という。）について、借入金額の四億円を超過する金額に達するまで、その保証につき、

2 公庫と当該信用保証協会との間に、保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。  
3 （略）

第三條の七（海外投資関係保険）  
継続的な経済関係を持つため、当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーの使用の合理化に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をするに限り、中小企業者一人については特別の法律により設立された組合若しくは「海外投資関係保険」という。）について、借入金額は、四億円を超過する金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に、保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 第三條の八（新事業開拓保険）  
技術の研究開発又は企業化に要する費用、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新規定するエネルギーの充てたるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーの信用保証協会が中小企業者の新商品又は新規定するエネルギーの充てたるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をするに要するに限り、中小企業者一人については特別の法律により設立された組合若しくは「海外投資関係保険」という。）について、借入金額は、四億円を超過する金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に、保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 協会の間に、保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。  
3 （略）



2 5 6 (略)

○特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において「特定商業集積」とは、相当数の小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための多様な施設とが一体的に設置される施設であつて、相当規模のものであることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

2 5 3 (略)

（中小企業信用保険法の特例）

第八条

1 5 2 (略)

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

○特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法施行令（平成三年政令第百八十五号）（抄）

（特定商業集積の要件）

第一条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 商業施設における店舗数、店舗面積等が、周辺の地域の人口の動向等からみて、相当規模のものであること。
- 二 商業施設における小売業の業種又は業態が、顧客に対して多様な選択の機会を提供するものであること。
- 三 顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設が、特定商業集積の規模及び機能からみて、適切なものであること。

（保険料率）

第二条 法第八条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合、〇・二五パーセント）とする。

第三条 削除

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

附則  
（不動産取得税の課税標準の特例）

第 一 十 一 条

（略）

35 1 都 市 再 生 特 別 措 置 法 第 六 十 五 条 に 規 定 す る 認 定 整 備 事 業 者 が 同 法 第 六 十 六 条 第 一 項 に 規 定 す る 認 定 整 備 事 業 計 画 に 基 づ き 当 該 認 定 整 備 事 業 計 画 に 係 る 整 備 事 業 区 域 （ そ の 面 積 が 政 令 で 定 め る 規 模 以 上 の も の に 限 る 。 ） の 区 域 内 に お い て 同 法 第 六 十 七 条 に 規 定 す る 認 定 整 備 事 業 の 課 税 標 準 の 算 定 に つ い て は 、 当 該 取 得 が 平 成 十 九 年 三 月 三 十 一 日 ま で に 行 わ れ た と き に 限 り 、 当 該 不 動 産 の 価 格 の 五 分 の 一 に 相 当 す る 額 を 価 格 から 控 除 す る も の と す る 。  
36 都 市 再 生 特 別 措 置 法 第 六 十 六 条 第 一 項 に 規 定 す る 認 定 整 備 事 業 計 画 に 係 る 整 備 事 業 区 域 （ そ の 面 積 が 政 令 で 定 め る 規 模 以 上 の も の に 限 る 。 ） 以 下 の 項 に お い て 同 じ 。  
37 上 の も の に 限 る 。  
38 づ き 同 法 第 六 十 五 条 に 規 定 す る 認 定 整 備 事 業 者 又 は 区 域 内 に 在 る 不 動 産 計 画 に 係 る 整 備 事 業 者 が 同 法 第 六 十 六 条 第 一 項 に 規 定 す る 認 定 整 備 事 業 計 画 に 基 づ き 同 法 第 六 十 五 条 に 規 定 す る 認 定 整 備 事 業 区 域 （ そ の 面 積 が 政 令 で 定 め る 規 模 以 上 の も の に 限 る 。 ） の 区 域 内 に お い て 同 法 第 六 十 七 条 に 規 定 す る 認 定 整 備 事 業 の 課 税 標 準 の 算 定 に つ い て は 、 当 該 取 得 が 平 成 十 九 年 三 月 三 十 一 日 ま で に 行 わ れ た と き に 限 り 、 当 該 不 動 産 の 価 格 の 五 分 の 一 に 相 当 す る 額 を 価 格 から 控 除 す る も の と す る 。  
（略）

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

附 則

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲）

第 一 十 一 条

32 1 十 一 年 法 律 第 六 十 三 号 第 二 十 四 項 に 規 定 す る 家 屋 で 政 令 で 定 め る も の は 、 高 度 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 施 設 整 備 促 進 臨 時 措 置 法 （ 平 成 十 一 年 法 律 第 六 十 三 号 ） 第 二 条 第 一 号 に 掲 げ る 設 備 か ら 構 成 さ れ る 施 設 で 総 務 省 令 で 定 め る も の の うち 同 法 第 五 条 第 三 項 に 規 定 す る 認 定 計 画 に 従 っ て 実 施 す る 同 法 第 二 条 第 三 項 に 規 定 す る 高 度 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 施 設 整 備 事 業 に よ り 取 得 し た も の で あ る こ と に つ い て 総 務 大 臣 の 証 明 を 受 け た も の の 用 に 供 す る 家 屋 と す る 。

33 法附則第十一条第三十五項及び第三十六項に規定する認定整備事業で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第三十七  
 条に規定する認定整備事業のうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三十七項  
 に規定する民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第七十一条第一号イ、ハ、ニ及びホに掲げる方法（同号ホに  
 掲げる方法にあつては、総務省令で定める方法に限る。）により当該認定整備事業の施行に要する費用の一部について支  
 援をするものとす。）、法附則第十一条第三十六項に規定する政令で定める場合は、都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事  
 34 業計画に係る整備事業区域の区域内にある不動産の所有者が、同法第六十七条に規定する認定整備事業により当該整備事  
 業区域の区域内に建築された建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況につき、従前の生活又は事業を継続す  
 ることが困難又は不適当とする事情があることに、当該整備事業区域の区域外の不動産を取得した場合として道府県知事  
 35 が認めた場合とする。）、法附則第十一条第三十八項に規定する家屋で政令で定めるものは、第四十九条の九に規定する家屋とする。

○都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二百十号）（抄）

第一條（都市開発資金の貸付け）  
 一 人口の集中の著しい政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の  
 再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四條第一項の規定により指定された地方拠点都市地域の中心と  
 なる都市で政令で定めるもの（その周辺の地域を含む。）の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園  
 二、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画において定められたものの区域内の土地  
 二 次に掲げる土地（イからニまでに掲げる土地にあつては都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）第十二條の四第一項第  
 二号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八條第一項第三号に規定する高度利用地区の  
 区域その他の政令で定める区域の内にあり、その計画的な整備改善を促進するため計画的に整備改善  
 を図る必要がある重要な市街地の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するのために、これに接続して既に市街地を  
 イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二條第三項に規定する既成市街地及びこれに接続して既に市街地を  
 形成している区域内の土地  
 ロ 近畿圏整備法（昭和三十一年法律第二百二十九号）第二條第三項に規定する既成都市区域及びこれに接続して既に市街  
 地を形成している区域内の土地  
 ハ 人口の集中の特著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域内の土地  
 ニ 前号の地方拠点都市地域の中心となる都市（その中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進  
 ホ 現に地域社会の中心となつている都市（その中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進  
 に限る。）で政令で定めるもの（既に市街地を形成している区域内の土地）（同法第七條第一項の特定中心市街地の区域  
 へ 大規模な災害を受けた都市で政令で定めるもの（既に市街地を形成している区域内の土地（被災市街地復興特別措置

法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。）

2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に對し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

一 密集市街地における防災街区整備推進機構の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十九条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構で政令で定めるものに対する同法第二百九十条第三号に規定する土地で政令で定めるものうち前項第二号に掲げる土地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十條第一項の規定により指定された中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十條第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一條第三号に規定する土地のうち前項第二号に掲げる土地に該当するもの

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十條第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一條第三号に規定する土地のうち前項第二号に掲げる土地に該当するもの

三 国は、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）の買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

に、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するため、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けること

とができる。

一 市街地再開発事業を施行する個人施行者（都市再開発法第七條の十五第二項に規定する個人施行者をいう。）で政令で定めるもの、市街地再開発組合又は再開発会社（同法第五十條の二第三項に規定する再開発会社をいう。）で政令で

二 市街地再開発事業の施行者（都市再開発法第二條第二号に規定する施行者をいう。以下この号及び次條第四項において同じ。）が、施設建築物又は施設建築敷地（同法第二條第六号又は第七号に規定する施設建築物又は施設建築敷地をいう。以下この号において同じ。）内に宅地（同法第五号に規定する宅地をいう。以下この号及び次條第四項において同じ。）を有する者（施行者を除く。）が当該権利に對して

地権をいう。以下この号において同じ。）又は権原に基づき建築物を有する者（施行者を除く。）が当該権利に對して

与えられることとなるものを除く。以下この号及び次條第四項において「施設に関する権利」という。）の全部又は一部

を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたものにかかわらず譲渡することができる。以下この号において

に、次のいずれかに該当する者が出資して法人で政令で定める範囲のものに取得させるための当該法人に對する当該施設

に関する権利の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 施行者

ロ 市街地再開発組合の組合員

ハ 市街地再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該

利に對して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなる土地に限る。）

ニ 当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。以下この号及び次條第四項において同じ。）の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める

一、）

4 二 公共施設（土地区画整理法第二條第五項に規定する公共施設をいう。以下この条において同じ。）のうち都市計画にお

いて定められた街路その他の重要な公共施設の新設又は改良に関する事業を含む土地区画整理事業で、施行地区（同法第

基準に適合するものを施行する個人施行者（同法第九條第五項に規定する個人施行者をいう。以下この項において同じ。）に對する当該土地區画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

二 土地の合理的かつ健全な高度利用に資する次に掲げる土地區画整理事業で、施行地區の面積、公共施設の種別及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地區画整理組合又は區画整理会社に對する当該土地區画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 土地區画整理法第六條第四項（同法第十六條第一項及び第五十一條の四において準用する場合を含む。）の規定による市街地再開發事業區が事業計畫画において定められている土地區画整理事業

ロ 土地區画整理法第六條第六項（同法第十六條第一項及び第五十一條の四において準用する場合を含む。）の規定による高度利用推進區が事業計畫画において定められている土地區画整理事業

三 區域をいう。以下この号においては、景觀計畫區域（景觀法（平成十六年法律第一百十号）第八條第二項第一号に規定する景觀計畫區域に含まれるものにあつては、施行地區の面積及び施行地區内の景觀計畫區域の面積。以下この条において同じ。）

四 公共施設の種別及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地區画整理組合又は區画整理会社に對する当該土地區画整理事業（前三号に規定する土地區画整理事業で、施行地區の面積、公共施設の種別及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限り、施行者（土地區画整理法第二條第三項に規定する施行者をいう。以下この条及び次條第五項において同じ。）が、保留地（同法第九十六條第一項又は第二項の規定により換地として定め

ない土地をいう。以下この号及び次條第五項において同じ。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたものにかかわらず譲渡すること同法第九十六條第一項又は第二項の規定により換地として定め

ている法人で政令で定めるものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 土地區画整理組合の組合員

ロ 土地區画整理組合の株主（当該區画整理会社の施行する土地區画整理事業の施行地區内の宅地（土地區画整理法第二條第八項に規定する宅地をいい、保留地を除く。）について所有権又は借地権（同法第七項に規定する借地権をいう。）を

五 國は、地方公共団体に對し、土地區画整理組合が国土交通省令で定める土地區画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、その施行地區となつていないと認められるに至つた場合において、当該地方公共団体が、その施行地區の面積、公共施設の種別及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合する土地區画整理事業で、施行地區の面積、公共施設の種別及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限り、政令に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てる資金を貸し付け

六 國は、第五号まで、第七号、第九号及び第十号に掲げる業務（委託に基づき行うものを除く。）に要する資金の一部を貸し付け

けることができる。

7 国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第六条第一項の手続による土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

8 国は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）に対し、同法第四条第一項第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

### ○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

第八条（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる特定中心市街地の区域）  
第一条第一項第二号ホの特定中心市街地の区域で政令で定めるものは、その区域の面積が三ヘクタール以上のものとする。

第十条（資金の貸付けの対象となる防災街区整備推進機構）  
第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進機構は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であるものとする。

### ○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（公益法人の設立）

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

### ○電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）（抄）

（設置）

第一条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。  
2 前項の「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第三条の四第三項及び第七條第一項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（以下単に「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運輸の円滑化に資するための財政上の措置（独立行政

3 法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含み、当該財政上の措置に該当するものであつて発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。で政令で定めるものをいう。

○電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和四十九年政令第三百四十号）（抄）

（電源立地対策及び電源利用対策に係る財政上の措置等）  
第一条 電源開発促進対策特別会計法（以下「法」という。）第一条第二項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 二十六（略）

二十七 原子力発電施設等（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。以下この号において同じ。）の周辺地域（原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、又は当該原子力発電施設等の周辺地域に隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該原子力発電施設等の設置が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認められるものに限る。）の区域内の中心市街地（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地であつて同法第六条第一項に規定する基本計画において定める区域をいう。以下この号及び次号において同じ。）における同法第四条第一項に規定する商業基盤施設の整備（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認められるものに限る。）又は同法第二条に規定する都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設の整備（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認められるものに限る。）（以下この号において「商業基盤施設等の設置及び運転の円滑化に資するため次のイからハまでに掲げる補助金の区分に応じイからハまでに定める者に対して行う補助金の交付」に要する費用に係る）  
イ 中心市街地をその区域に含む都道府県が行う商業基盤施設等の整備に要する費用に係る補助金の交付  
ロ 中心市街地をその区域に含む市町村が行う商業基盤施設等の整備に要する費用に係る補助金  
ハ 中心市街地をその区域に含む都道府県若しくは市町村の出資若しくは拠出に係る法人、特殊法人の出資に係る法人又は中心市街地をその区域に含む都道府県若しくは市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律第七条第一項の規定により選定する民間事業者（次号において「民間事業者」という。）が行う商業基盤施設等の整備に要する費用に係る補助金  
ニ 二十八（略）  
三十七（略）  
三十八（略）

○民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）

（民間都市開発推進機構の指定）

第三条 国土交通大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 3 4 (略)

○民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）

（民間都市開発事業の要件等）

第二条 法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 次のイ及びロに該当するものであること。
  - イ 法第二条第二項第一号に規定するものであること。
  - ロ 法第二条第二項第一号に規定するものであること。
- （略）
- 二 3 (略)
- 三 (略)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）

第三条 国は、当分の間、国民経済の基盤の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とする法律に基づき当該施設を整備する事業その他の政令で定める事業のうち、地方公共団体（その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出され、又は拠出された事業）の周辺に相当程度広範囲の地域に對して適切な経済的効果を及ぼすと認められるもの（次項において「特定事業」という。）に係る資金について、日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫（以下この条、

第六条、第七条及び附則第三条において「日本政策投資銀行等」という。が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

2 〇日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（抄）

第一条の二（法第三条第一項に規定する政令で定める事業）  
法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業（同条第一項に規定する商業基盤施設を整備する事業に限る。）で
- 二 同法第十七条第二項に規定する認定特定事業計画に基づいて行われるもの

〇都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

第六十三条（民間都市再生整備事業計画の認定）  
都市再生整備事業計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）を

都市再生整備事業に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 整備事業区域の位置及び面積
- 二 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
- 三 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者
- 四 工事着手の時期及び事業施行期間
- 五 用地取得計画
- 六 資金計画
- 七 その他国土交通省令で定める事項

第六十六条（民間都市再生整備事業計画の変更）  
認定整備事業者は、整備事業計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画（以下「認定整備事業計画」という

。の变更（国土交通省令で定める軽微な变更を除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。  
2 (略)

(報告の徴収)  
第六十七条 国土交通大臣は、認定整備事業者に対し、認定整備事業計画（認定整備事業計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る都市再生整備事業（以下「認定整備事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)  
第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部（公共施設等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ 認定整備事業者（専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社に限る。）に対する出資  
ロ (略)

ハ 不動産特定共同事業法第二条第二項に規定する不動産取引（認定整備建築物等を整備し、又は整備された認定整備建築物等取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

ニ 信託（受託した土地に認定整備建築物等を整備し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）の受益権の取得

ホ イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法  
二 (略)  
三 (略)

2 (略)

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模)  
第十二条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、○・五ヘクターとする。

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

(大臣官房の所掌事務)  
第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三六 (略)
- 三七 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条及び第四条から第六条までに規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）
- 三八 国立国会図書館支部内閣府図書館に関すること。
- 三九 総合研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
- 四〇 前各号に掲げるもののほか、内閣府の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

第十八条（管理室の所掌事務）

- 一 五 (略)
- 六 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第二条及び第四条から第六条までに規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）
- 七 本府の所掌に係る公益法人の監督に関する事務の連絡調整に関する事。

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

第四十九条（地域振興課の所掌事務）

一 五 (略) 地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事（情報通信政策局の所掌に属するものを除く。）
- 七 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）その他の地域開発に関する法律に基づく事務その他地域開発に関する事務で地方自治に係るものの取りまとめに関する事。
- 八 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- 九 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行う事。
- 十 地方における行政の広域的な運営及び地域開発に関し地方公共団体が実施する総合的な施策について、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整を行う事（自治財政局及び自治税務局並びに行政課の所掌に属するものを除く。）

第七十四条（地域通信振興課の所掌事務）

一 三 (略) 地域通信振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第四十条第四項第六号、第五条第三項第一号口及び第六条第三項第一号口に掲げる事業に係るものに関する事。

○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

第三十条（立地環境整備課の所掌事務）  
立地環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 五 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 七 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 八 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 九 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事

第九十条（流通政策課の所掌事務）  
流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事
- 二 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事
- 三 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事
- 四 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事
- 五 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事
- 六 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事
- 七 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事
- 八 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事
- 九 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事

第一百六十二条（商業課の所掌事務）  
商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関する事
- 二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関する事
- 三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関する事
- 四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関する事
- 五 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関する事

○国土交通省組織令（平成十二年政令二百五十五号）（抄）

第四条（総合政策局の所掌事務）  
総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事
- 五 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事

二十三、五十五 (略)

第四十七條 (貨物流通施設課の所掌事務)  
貨物流通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第四条第四項第五号に規定する貨物運送効率化事業に関する事(政策統括官の所掌に属するものを除く)。  
二、(略)

第八十六條 (まちづくり推進課の所掌事務)  
まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)に規定する基本指針及び基本構想に関する事。  
二、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関する事(総合政策局、自動車交通局及び政策統括官の所掌に属するものを除く)。  
三、独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので、重要な公共施設の整備を伴うものに限る)並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関する事。  
四、都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに併せて行うものに限る。  
五、(略)

六、(略)

七、(略)

八、(略)

九、(略)

十、(略)

十一、(略)

十二、(略)

十三、(略)

十四、(略)

十五、(略)